

文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（案）について

1 趣旨

文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定について、パブリックコメント等の意見を踏まえ、促進計画（案）、文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（以下「説明義務条例」という。）（案）及び文京区再生可能エネルギー利用設備設置に係る建築基準法の規定による許可に関する取扱基準（以下「特例許可取扱基準」という。）（案）を作成したので、報告する。

2 促進計画（素案）等に関する意見（別紙1）

パブリック コメント	意見募集期間	令和 6 年 12 月 11 日(水) ～令和 7 年 1 月 10 日(金)
	意見提出者数	3 名
	意見件数	6 件
	意見と区の考え方	別紙 1 のとおり

3 促進計画（案）、説明義務条例（案）、特例許可取扱基準（案）

促進計画（案） …別紙 2 のとおり

説明義務条例（案）…別紙 3 のとおり

特例許可取扱基準（案） …別紙 4 のとおり

4 今後の予定

令和 7 年 6 月 建設委員会 報告

促進計画策定、説明義務条例の公布及び特例許可取扱基準の制定

令和 8 年 4 月 説明義務条例の施行

No.	何についてのご意見になりますか？	ご意見・趣旨	区の考え方
1	促進計画（素案）	・ソーラーパネルだけでなく、エコキュート、特にお日様エコキュートは給湯機能を再エネ化する有効かつ重要な手段であり、これらについても同様に設置の規制にかからぬよう、見直しをお願いします。	・住宅等に設けるエコキュート等の高効率給湯設備等の面積の規制については、基準に適合していれば、建築基準法第52条6項3号の認定により容積率の緩和が可能です。
2	促進計画（素案） 説明義務条例（骨子案） 特例許可基準（素案）	温室効果ガスによる温暖化抑制のために再エネ普及は急務であり、太陽光発電ポテンシャルに対して既設置容量2%未満という現状を改善するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域の指定は大いに有意義と考えます。 一方で、以下についても検討いただくことで、より有意義になると考えますので検討願います。 ・ソーラーカーポートや太陽光発電の追加設置による容積率や高さ制限の緩和において「ソーラーカーポート等を設置しない場合における建築物が生じさせている日影に加えて、新たに日影を生じさせないこと」とされていますが、日影規制や斜線規定の範囲内であれば新たに影が発生しても適法と思われます。「新たに日影を絶対に生じさせてはならない」という規制が、設計施工や審査を過剰に厳格化し、普及を阻害させることを懸念します。 ・建築物再生可能エネルギー利用促進区域の説明義務において、国交省はガイドラインやリーフレットを用意していますが、余剰電力の買取分を見込んでいないなど不適切な評価により、初期投資の回収にかかる期間を「設置後22年」と過度に長く記述しており、説明を受けた建築主が設置を躊躇する懸念があります。（参考）太陽光発電設備の設置に係る初期投資の回収期間の試算ツールの方では余剰電力の買取分を見込み10年少しで回収できるとしており、こちらの方が実情に即しています。またFIT制度は2026年度に回収年を短縮する大幅な変更が検討されています。文京区、あるいは東京都などで、実情を反映し建築主の導入意欲を高める、ガイドラインやリーフレットを作成されるのがよろしいと考えます。 ・新築数の減少とともに、既存建物への太陽光設備の追加設置が重要となっており、既存建物の修繕や耐震改修などのタイミングで、再エネの導入を促進する施策が必要と考えます。	・屋上又は地上にソーラーカーポート等を設置する場合、建築基準法別表第4（ろ）欄の制限を受ける建築物とみなし、建築物の日影が、法第56条の2第1項本文の規定に適合していることとしております。 ・太陽光発電設備の設置に係る初期投資の回収期間は試算ツールのサンプル数値で12年間となっています。また、ガイドライン内の経済性シミュレーションでは、5kWの太陽光発電システムでは15～18年、同4kWでは14～17年で経済的効果が設置費用等を上回るとされており、また、回収期間は、生活環境や設置機器の規模等に応じ、変化するため、国や東京都や業界等の動向を注視し、適宜適切な周知啓発に努めてまいります。 ・引き続き、再エネ利用設備の設置を推進してまいります。

No.	何についてのご意見になりますか？	ご意見・趣旨	区の考え方
3	特例許可基準（素案）	・建蔽率の特例許可基準において、外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地との間に5mの距離が求められている。空地確保のためと思われるが、隣地と相対する全ての面で5mの離隔を求めるのは、建蔽率緩和の主旨から逆行するのではないか。例えば隣地と相対する長さの1/3分についてのみ5mの離隔を求める等、建蔽率緩和が有効に活用されるよう再考をお願いしたい。	・建蔽率の許可にあたり、延焼のおそれや安全上（通行・避難・消火・救助）に必要な空地の喪失などの市街地環境への影響を考慮し、大規模敷地（1低層：1,000㎡以上、その他：500㎡以上）にソーラーカーポート等を設置する場合には、隣地境界線から5m以上の離隔をとることとします。 なお小規模敷地（1低層：1,000㎡未満、その他：500㎡未満）にソーラーカーポート等を隣地境界線より5m未満の位置に設置する場合には、ソーラーカーポート等を不燃材料（屋根についてはD R 認定以上）で造ることとしております。
4	特例許可基準（素案）	・建蔽率の特例許可基準に「ソーラーカーポート等を不燃材料等とした場合はこの限りでない。」との記載があるが、「不燃材料等」に「DR認定等の大臣認定品」が含まれることを明示いただきたい。ソーラーカーポートの屋根に用いる太陽光発電モジュールの表面は不燃材料であるガラス製であるが、モジュールとして不燃材料とは認められないことが多く、DR認定を取得することで対応している。	・ソーラーカーポート等を不燃材料（屋根についてはD R 認定以上）で造ることとして、明示しました。
5	特例許可基準（素案）	・容積率及び建蔽率の特例許可基準において、ソーラーカーポート等の床面積の合計は敷地面積の1/10以下とするとされている。しかしながら、敷地に十分余裕がある場合等、カーポート等の床面積の合計が敷地面積の1/10を超えることは容易に起こり得ることで、再生エネルギー活用を促進するため制度の中にこの制限が加わることは不合理であると考える。 例えば、建蔽率、容積率の緩和を10%とすれば、敷地に十分に余裕がある場合は、より多くのソーラーカーポート等の設置が可能になる。1/10以下との制約を設けるのではなく、緩和分の比率に制約を設ける等、再検討をお願いしたい。	・基準容積率や建蔽率の限度を超える部分は、その緩和の対象部分の上限を敷地面積の0.1倍以下としております。
6	特例許可基準（素案）	・ソーラーカーポート等を設置する場合における共通の許可基準において「高い開放性を有する建築物」であることが求められているが、建築確認申請の際に、ア～エの四つの条件を満たしているにも関わらず、確認検査機関より、隣棟間隔が狭いとの理由で、「高い開放性を有する建築物」と認められないことがあった。 特例許可基準の要件として「高い開放性を有する建築物」であることを求めるのに際し、その要件はあくまでもア～エの四つであり、それ以外に要求しないことを明確にしていきたい。	・建築確認申請における「高い開放性を有する建築物」につきましては、建築基準法や建築基準関係規定に適合する必要があります。 また、ソーラーカーポート等を設置し、特例対象規定の許可を受ける場合は、「高い開放性を有する建築物」として取扱基準のア～エを満たした構造であることとしております。

改正建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 60 条に基づく

文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（案）

（文京区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画）

令和 年 月



文 京 区
BUNKYO CITY



《目次》

第1章 促進計画策定に関する基本的事項

- 1-1 促進計画策定の背景と目的
- 1-1-1 脱炭素社会の必要性
- 1-1-2 国際的な動向
- 1-1-3 脱炭素社会の実現に向けた我が国の動向
- 1-1-4 脱炭素社会の実現に向けた東京都の動向
- 1-1-5 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定
- 1-2 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置

第2章 促進計画に定める事項

- 2-1 促進区域の指定等
- 2-1-1 促進区域の基本的な考え方
- 2-1-2 促進区域で設置が期待できる再エネ利用設備
- 2-1-3 文京区における促進区域の範囲
- 2-2 再エネ利用設備の種類
- 2-2-1 改正建築物省エネ法規則における再エネ利用設備の定義
- 2-2-2 再エネ利用設備設定の基本的な考え方
- 2-2-3 文京区促進区域内において設置を促進する再エネ利用設備の種類
- 2-3 建築士から建築主への説明義務制度
- 2-3-1 説明義務制度の概要
- 2-3-2 説明義務制度の基本的な考え方
- 2-4 促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項
- 2-4-1 特例許可制度の概要
- 2-4-2 特例許可制度の基本的な考え方
- 2-4-3 文京区促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について特例許可の適用を受けるための要件
- 2-5 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関する事項
- 2-5-1 再エネ利用設備の設置促進に関する基本的な考え方
- 2-5-2 文京区における設置促進策
- 2-5-3 東京都と連携した設置促進策
- 2-6 建築物への再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 2－6－1 啓発及び知識の普及に関する基本的な考え方
- 2－6－2 再エネ利用設備の啓発・普及促進策
- 2－6－3 東京都と連携した啓発・普及促進策

令和４年６月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 69 号）」による改正後の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「改正建築物省エネ法」という。）」第 60 条の規定に基づき、「文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画」（以下、「促進計画」という。）を定める。

第1章 促進計画策定に関する基本的事項

1-1 促進計画策定の背景と目的

1-1-1 脱炭素社会の必要性

(1) 気候変動の深刻化

2021年8月の世界気象機関(WMO)の報告によると、直近50年間で気候変動による災害の数は5倍に増加している。世界各国では、熱波、山火事、洪水、台風及び豪雨などの記録的な自然災害が毎年のように発生しており、気候変動の影響は人々の生活にも及んでいるとされている。

日本では過去100年間の平均気温が1.2℃上昇し、今世紀末には更に最大で3.4℃～5.4℃上昇すると予測されている。気候変動による影響はすでに生じており、今後ますます広範囲に渡って影響が及ぶことが懸念されている。

これに対応するため、現在、世界中で気候変動対策が行われているが、世界共通の目標である2050年までに脱炭素化を実現するためには、取組の更なる加速化が必要である。

(2) エネルギー危機

我が国はエネルギーの大半を海外からの化石燃料に依存しており、エネルギー安全保障上極めて脆弱であることが、今般の国際情勢から改めて明らかになった。将来の国際情勢を考慮すると、エネルギー危機の影響は長期化する可能性が懸念されている。

加えて、地震等の自然災害による大規模な発電所の一時的な停止等が、電力供給に影響を及ぼす事態が発生している。このような状況下で市民の生命と財産を守り抜くことが都市の責務であり、強固なレジリエンスを備えることが非常に重要である。

この問題に対処するためには、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入の拡大により、化石燃料への依存から脱却する必要がある。

また、脱炭素化とエネルギー安全保障の確保を一体的に実現するために、抜本的な施策の強化と徹底が求められている。

1-1-2 国際的な動向

2015年12月の国際気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、日本も2016年11月にパリ協定を批准した。パリ協定は2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであり、先進国や開発途上国の区別なく全ての国が、温室効果ガスの削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な枠組みである。

産業革命後の地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等を目的としており、この目的を達成するため、今世紀後半に「人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成すること(=カーボンニュートラル)」

を目指している。

また、2023年12月に開催されたCOP28のグローバル・ストックテイク決定文書には、再エネ発電容量を世界全体で3倍、エネルギー効率改善率を世界平均で2倍に向けた取り組みやエネルギーシステムにおける化石燃料からの移行などが盛り込まれた。

1-1-3 脱炭素社会の実現に向けた我が国の動向

(1) 脱炭素社会の実現に向けた道筋

我が国では、2020年10月の臨時国会にて、菅義偉内閣総理大臣（当時）が「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとする、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言された。

また、2021年4月には、2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）の目標値を設定し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明した。

その後、2021年10月22日には、「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示された。

この目標の実現に向けては、国内のエネルギー消費量の約3割、エネルギー起源CO₂排出量の約3分の1を占める建築物分野においても、省エネルギーの徹底を図ることが必要であり、2030年度の建築物のエネルギー消費量を2013年度と比較して原油換算で約889万kl削減する必要があるとされている。

そのため「2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、（後略）」との具体的な目標を掲げ、これらを達成するために、建築物の省エネ性能の更なる向上を図ることを求めている。

(2) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の創設

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の省エネ対策の徹底、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の導入、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じて、脱炭素社会の実現に寄与することが重要である。

このような背景のもと、令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」による改正建築物省エネ法において、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（以下「本制度」という。）」が新たに定められた。

再エネ利用設備の効率性は、その建築物が立地する地域の気候条件や周辺の地形・土地利用等の条件に大きく影響を受けることから、本制度は地域の実情を踏まえた再エ

ネ利用設備の導入を促進することを目的としている。

促進計画を定めることで、促進計画で定める「建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）」内において、再エネ利用設備の設置促進につながる措置を講じることが可能となる。

なお、改正建築物省エネ法上、促進計画の策定は市町村が行うこととされ、特別区もこれに含まれる。

また、本制度による促進計画策定等にあたっては、その手順等を解説する「建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン（第1版）」（令和5年9月国土交通省。以下「ガイドライン」という。）が公表されている。

1-1-4 脱炭素社会の実現に向けた東京都の動向

（1）東京都における建築物の脱炭素化の必要性

気候変動の深刻化とエネルギー危機の長期化等により、都民の生活や事業活動に大きな影響が出る可能性があり、脱炭素化とエネルギー安全保障の確保の一体的実現が必要である。

そのため、エネルギーの大消費地である東京都の責務として、経済、健康及びレジリエンスの確保に向け、脱炭素社会の基盤を早急に確立することが急務であり、建築物の省エネ化と再エネ利用促進により、持続可能なエネルギー供給を実現することが重要であるとしている。

特に、都内には多くの建築物があり、屋根があることから、これを最大限活用して再エネ利用設備の導入を促進することが期待できる。

これらの取組により、気候変動対策を加速度的に推進することで、よりレジリエントで豊かな住みよい都市東京の実現を目指している。

（2）東京都における建築物の脱炭素化の取組

東京都は、令和3年3月に公表した「未来の東京」戦略及び「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、2050年のゼロエミッション東京の実現や2030年のカーボンハーフ達成を目標に掲げている。この目標の実現には、あらゆる分野において脱炭素行動を加速させることが必要であり、特に都内CO₂排出量の約7割を占める建築物のエネルギー消費性能の向上のための対策が重要であるとしている。

また、令和4年9月に策定した「環境基本計画」では、2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方を示している。

その上で、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）により、環境に配慮した質の高い建築物が評

価される市場の形成を図ること等を目的とした「建築物環境計画書制度」等の複数の取組を通じて、建築物の脱炭素化に取り組んでいる。

令和4年12月に改正された環境確保条例では、延べ床面積2,000㎡未満の中小規模新築建築物を対象とする「建築物環境報告書制度」を創設し、中小規模新築建築物を年間で一定規模以上供給する事業者に対して、再エネ利用設備の設置等が義務化される（令和7年4月施行）。



図1 建築物環境報告書制度の新設等、建築物等に関する制度強化の概要

〔出典〕東京都環境局「CREATING A BRIGHTER FUTURE FOR ALL～未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京へ～（2023年9月）」

併せて、改正建築物省エネ法で本制度が創設されたことから、都内での本制度の活用による再エネ利用設備の設置の一層の促進を目的に、区市町村と共に「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」を作成し、公表した。区市町村は、これを基に地域の実情に合わせて促進計画を検討することで、早期の計画策定が可能となる。

1-1-5 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定

東京都では、建築物の脱炭素化に積極的に取り組んでおり、既存の施策と連携しながら、本制度を活用することで、再エネ利用設備設置の一層の促進が期待できるとしている。

文京区では、令和4年2月文京区議会定例議会区長施政方針において、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明した。さらにカーボンニュートラル実現のため、「クールアース文京都市ビジョン」を将来の社会の姿として掲げるとともに、「文の京」総合戦略において「地球温暖化対策の総合的な取組」を主要課題として捉え、脱炭素の推進や二酸化炭素の排出抑制に向けた取組を行っている。

区の環境保全については、二酸化炭素排出量の削減目標の速やかな達成を目指すとともに、文京シビックセンターにおいて、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー100%の電力を導入している。また、区立小中学校の教育施設においては、清掃工場で発

電した二酸化炭素排出係数の低い電力を活用している。

これらの既存の施策に加えて、促進計画を策定することにより、再生可能エネルギー利用の一層の促進を図る。

1-2 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置

促進計画に、促進区域の位置及び区域、設置を促進する再エネ利用設備の種類並びに再エネ利用設備を設ける場合の特例適用要件に関する事項等を定めることで、当該区域において、建築士による説明義務制度や形態規制の合理化のための特例許可等の様々な措置が適用される。

表 1 改正建築物省エネ法と促進区域内で適用される措置

改正建築物省エネ法の条番号	促進区域内で適用される措置
第 61 条	自治体の努力義務（建築主への支援）
第 62 条	建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）
第 63 条	再エネ利用設備に係る建築士による説明義務
第 64 条	建築基準法の特例許可

本制度では、建築物への再エネ利用設備の設置に関して、自治体の努力義務（改正建築物省エネ法第 61 条）、建築主に対する努力義務（同法第 62 条）及び建築士による説明義務（同法第 63 条）が併せて規定されている。

（1）自治体の努力義務（建築主等への支援）

改正建築物省エネ法第 61 条の規定では、計画作成区市町村は、建築主や建築士がこれらの義務を適切に履行することができるよう、促進区域内の建築物の建築主等に対して、情報提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならないとされている。

（2）建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

改正建築物省エネ法第 62 条の規定では、促進区域内において建築物の建築又は修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）を行おうとする建築主は、再エネ利用設備を設置するよう努めなければならないとされている。

（3）建築士から建築主への説明義務

改正建築物省エネ法第 63 条の規定では、建築士は、促進区域内において区市町村が条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合には、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、本制度施行後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「改正建築物省エネ法規則」という。）で定める事項を、建築主に対して説明しなければならない

とされている。

(4) 特例許可制度

本制度における特例許可制度では、再エネ利用設備の設置により、容積率制限、建蔽率制限又は高さ制限を超える場合があっても、許可を受けることにより特例的にその制限を超えることが可能となる。

改正建築物省エネ法第 64 条の規定では、特定行政庁は、促進区域内において、区市町村が促進計画に定めた特例適用要件を満たしていることが確認でき、市街地の環境を害するおそれがないと認める場合には、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の特例の対象となり、許可することができるとされている。

<容積率関係（建築基準法第 52 条）>

○ 建築物の密度を規制することにより、都市のインフラ負荷とのバランスを保つことを目的としている。

<容積率の算定方法>

$$\text{容積率 (\%)} = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

<容積率のイメージ>

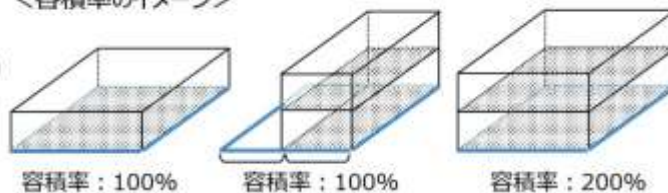


図 2 容積率制限のイメージ

<建蔽率関係（建築基準法第 53 条）>

○ 敷地内に一定の空地を確保し、いわゆる建て詰まりを防止し、建築物の採光、通風等を確保するとともに、良好な市街地環境の確保を図ろうとするもの。

<建蔽率の算定方法>

$$\text{建蔽率 (\%)} = \frac{\text{建築面積 (建て坪)}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

<建蔽率のイメージ>

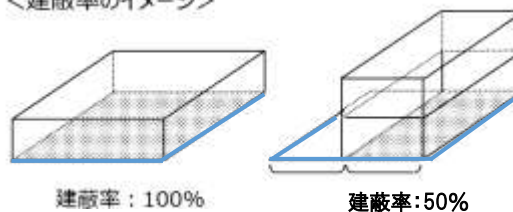


図 3 建蔽率制限のイメージ

< 高さ制限関係（建築基準法第 55 条・第 58 条） >

- 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、都市計画において10m又は12mの高さ制限を定める。

< 絶対高さ制限の適用イメージ（第55条） >

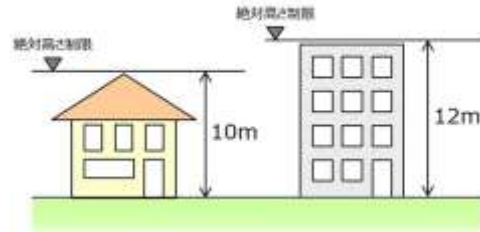


図 4 第一種低層住居専用地域等内における高さ（絶対高さ）制限のイメージ

- 用途地域内において、特に良好な市街地の環境を維持することが必要な場合等には、都市計画に高度地区を定め、高さ制限を行うことができる。

< 高度地区の指定イメージ（第58条） >

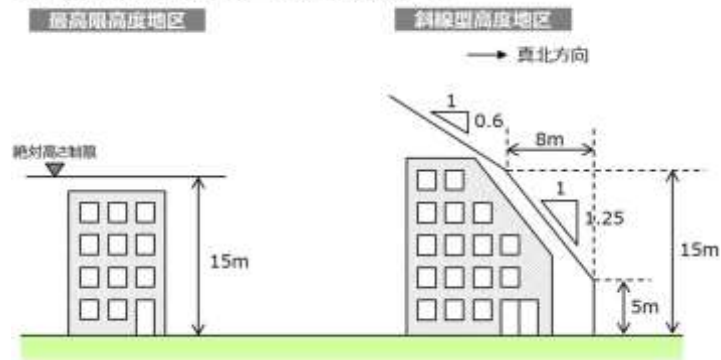


図 5 高度地区による高さ制限のイメージ

〔出典〕 ガイドライン

第2章 促進計画に定める事項

2-1 促進区域の指定等

2-1-1 促進区域の基本的な考え方

促進区域を設定するためには、その区域内での活用が見込まれる再エネ利用設備について、ポテンシャルがあることを確認する必要がある。そのため、再エネ利用設備の種類については2-2で定めるものの、文京区で広く活用することが見込まれる太陽光発電設備と太陽熱利用設備について、そのポテンシャルを確認する。

また、区域内には特例許可のメリットが想定しにくい地域も考えられるが、このような地域でも説明義務制度の活用などを通じて再エネ利用設備の設置促進を図ることが望ましいため、促進区域に含めて考える。

2-1-2 促進区域で設置が期待できる再エネ利用設備

(1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備は、太陽の光を利用して電力を生成するシステムである。太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ及びケーブルから構成され、これらを分電盤につないで発電電力を供給する。

太陽エネルギーは半永久的に使用し続けることができ、太陽光発電設備は利用時にCO₂をほとんど排出しないという特長を持っているため、環境への負荷を軽減しながら、持続可能なエネルギーの供給を実現することができる。

併せて、再生可能エネルギーの有効活用に資する設備として、停電時の家庭の電力利用及び再生可能エネルギーの余剰が発生している時間帯の電気自動車等への充電等についても、太陽光発電設備の利用を検討することが望ましい。

環境省では、各自治体における様々な再エネのポテンシャルなどを「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」にて公開している。

2023年3月末時点のデータによると、文京区で見込める太陽光発電ポテンシャルにおける既設置容量の割合は約1.98%であり、文京区全域で再エネ利用設備設置促進の可能性があると言える。

〔ポテンシャルの考え方〕

環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」では、建築物を公共系と住宅等に区分して設置可能面積を算出している。公共系建築物は用途別に、それ以外の建築物は500mメッシュごとに用途別で、それぞれ算出した太陽光発電設備の設置可能面積に、設置容量原単位（kW/m²）を乗じて導入ポテンシャルを算出している。

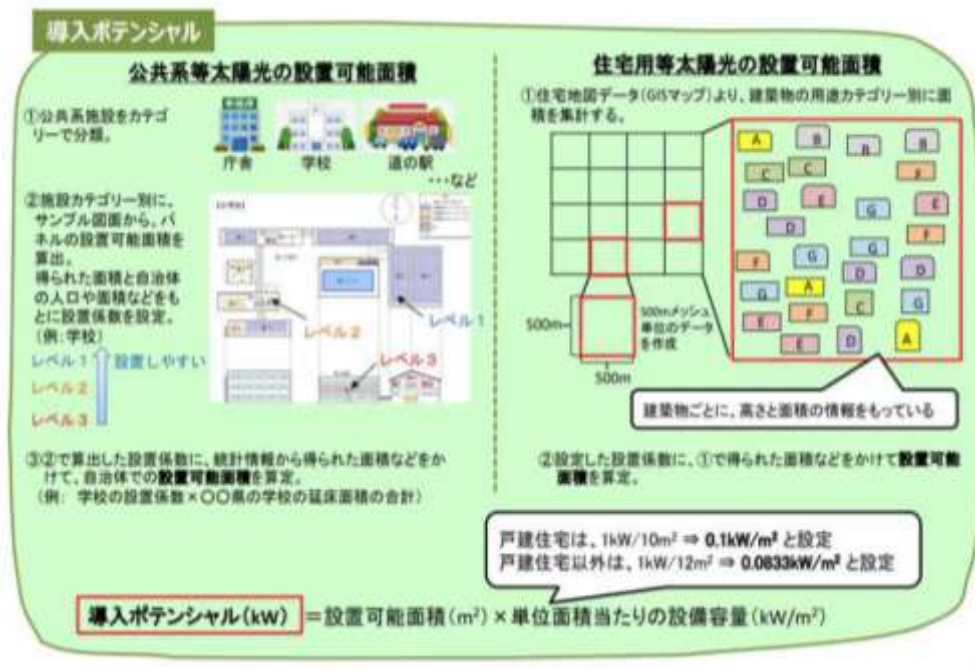


図6 REPOS における太陽光導入ポテンシャルの算定方法

〔出典〕環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」（令和2年3月）

また、経済産業省の「再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法」に係る情報公表用ウェブサイトでは、固定価格買取制度（FIT）で認定された設備導入量が公表されており、これを基に太陽光発電の既設置容量を把握することが可能である（なお、今後は太陽光発電を中心にFITに基づかない発電設備が増えてくると考えられることから、導入量を把握する方法は国において今後の検討課題としている。）。

この太陽光発電導入ポテンシャルから既設置容量を差し引いたものを設置可能ポテンシャルと捉えると、文京区では 254,103kW のポテンシャルを有していると考えられる。

表2 文京区の太陽光発電設備設置可能ポテンシャル（単位：kW）

太陽光ポテンシャル量 (A)	既設置容量 (B)	設置可能ポテンシャル (A-B)
259,625	5,145	254,400

（2）太陽熱利用設備

太陽熱利用設備は、屋根や屋上に集熱器を設置し、水や空気を温め、その熱エネルギーを活用する再エネ利用設備である。太陽光発電設備と同様に太陽をエネルギー源としており、広く文京区での活用が見込まれる。

東京都における家庭部門のエネルギー消費量は、給湯用及び暖房用の熱の需要がおよそ半分を占めている。また、太陽光から熱へのエネルギー変換効率は45～60％程度とされ、比較的小さな面積でも集熱器が設置可能なため、太陽光発電設備と併用することも効果的と考えられる。

太陽熱利用設備の導入ポテンシャルについて、太陽光と同様に REPOS の推計によれば、文京区では、851,241 G J /年のポテンシャルを有していると考えられる。

表 3 文京区の太陽熱利用設備ポテンシャル（単位：GJ/年）

太陽熱ポテンシャル量
851,241

〔ポテンシャルの考え方〕

環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」では、500m メッシュごとに太陽熱の利用可能熱量（MJ）及び熱需要（MJ）をそれぞれ算出した上で、熱需要以上は供給できないという考えのもと、双方の小さい値を当該メッシュのポテンシャルとして算出している。

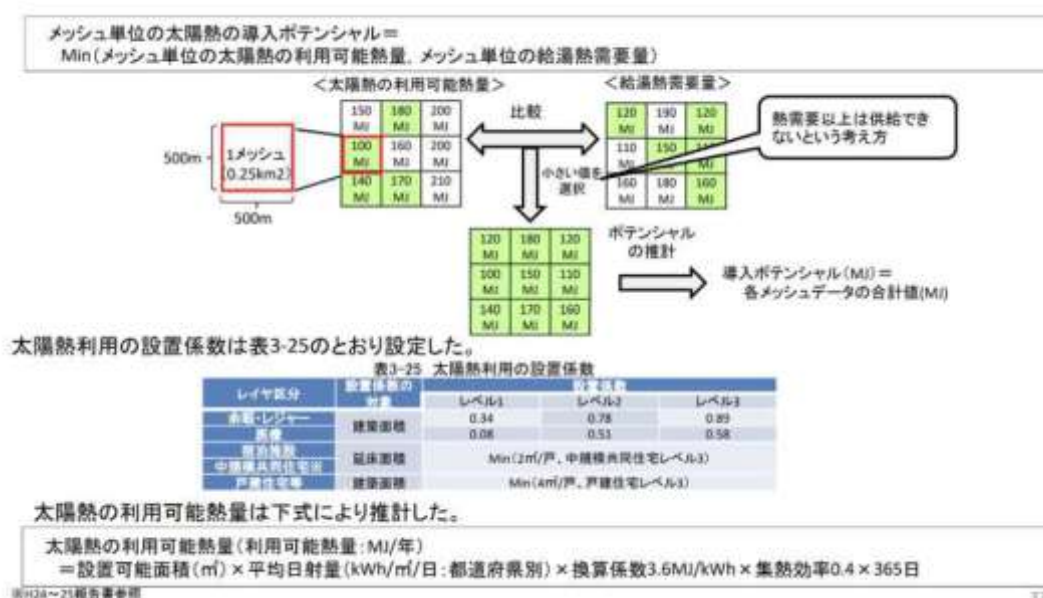


図 7 REPOS における太陽熱導入ポテンシャルの算定方法

〔出典〕環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」（令和2年3月）

2-1-3 文京区における促進区域の範囲

文京区では、区内全域を促進区域として定める。ただし、他の法令等で建築や再エネ利用設備の設置が規制されている場合があるため、実際に再エネ利用設備を設置する際は、関連する法令等に十分に留意する。



図8 文京区全域

〔出典〕文京区白図

2-2 再エネ利用設備の種類

2-2-1 改正建築物省エネ法規則における再エネ利用設備の定義

本制度が対象とする再エネ利用設備とは、改正建築物省エネ法第 60 条第 1 項において、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるもの」とされている。

同法の規定に基づき、本制度施行後の改正建築物省エネ法規則において、表 4 のとおり、再エネ利用設備を定めている。具体的には、太陽光発電設備・太陽熱利用設備・バイオマス熱利用設備・地中熱利用設備等が該当する。

表 4 改正建築物省エネ法規則に定める再エネ利用設備

次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光
	風力
	水力
	地熱
	バイオマス
次に掲げる再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	地熱
	太陽熱
	雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）
	バイオマス

2-2-2 再エネ利用設備設定の基本的な考え方

文京区における本制度で対象とする再エネ利用設備の種類は、文京区内で一定のポテンシャルが見込めること、本制度の特例許可制度により屋上及びカーポート等への設置促進が見込まれること、東京都の建築物環境報告書制度により事業者へ設置の義務化がなされることなどを鑑み、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備とする。

2－2－3 文京区促進区域内において設置を促進する再エネ利用設備の種類

文京区では、広く利用が見込まれる以下の種類の再エネ利用設備を、促進区域内において建築物への設置を促進するものとして定める。

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 太陽熱利用設備

2-3 建築士から建築主への説明義務制度

文京区では、本制度による説明義務制度を適切に履行することで、再エネ利用設備のより一層の促進を図る。

また、本制度の説明義務制度の効力を生じさせるために必要な条例の制定も併わせて行う。

2-3-1 説明義務制度の概要

改正建築物省エネ法第 63 条第 1 項の規定に基づき、促進区域内において区市町村の条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた建築士は、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、改正建築物省エネ法規則で定める事項を、着工前に書面を交付して、建築主に対して説明しなければならないとされている。

また、同条第 3 項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、電磁的方法により提供することが認められている。

改正建築物省エネ法規則で定める説明事項は、設計に係る建築物に設置することができる再エネ利用設備の種類及び規模とされている。この説明事項に加え、設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用等について、建築主が建築士から情報提供を受けることにより、再エネ利用設備の設置促進が期待できる。

なお、本制度による説明義務は、同条第 2 項に基づき、建築主から建築士による説明を要しない旨の意思表示があった場合には、当該説明は不要とされている。この意思表示は、改正建築物省エネ法規則第 79 条に基づき、建築主から建築士に対し、必要事項を記載した書面を提出することによって行うこととされている。

2-3-2 説明義務制度の基本的な考え方

(1) 説明義務制度の意義

本制度の説明義務は、建築士が建築主に対して着工前に説明することに特徴がある。建築士は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）により、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行うことが定められている。

公益性と技術力を持つ有資格者である建築士が建築主へ説明することで、建築物への再エネ利用設備の設置を効果的に促進することが期待できる。

(2) 説明の実施

本制度による説明義務の実施にあたっては、ガイドラインにて、説明資料のひな型及び参考様式を公表しており、これを活用する。

また、同ガイドラインでは、資料作成や説明にあたり、当該建築物の設備の設計に関与する建築設備士等へ、建築士から協力を求めることを想定している。

(3) 他の説明義務制度との一体的な実施

改正建築物省エネ法第6条第3項では、建築士から建築主への建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について、説明の努力義務制度（令和7年4月施行）が位置付けられている。本制度の説明義務は、これと共通する考え方から、建築士が再エネ利用設備について説明するものであり、実際の運用にあたっては双方の説明を一体的に実施することが想定される。

また、東京都は、令和7年4月より施行する建築物環境報告書制度において、建物供給事業者に対し、住まい手等への新築建築物の環境性能を説明することを義務付ける。建築物環境報告書制度の対象となる建物供給事業者は、注文住宅の施主等^{※1}及び建売分譲住宅の購入者等^{※2}に対して、契約を行う前までに断熱・省エネ、再エネ等の環境性能に関する説明を行わなければならない。

注文住宅の施主等は、建物供給事業者からの説明を聞いた上で、建築物の環境配慮について必要な措置を講じ、環境への負荷低減に努め、また、建売分譲住宅の購入者等は、建物供給事業者からの説明を聞き、建築物の環境配慮について理解を深め、環境への負荷低減に努めることとしている。

特に建築物環境報告書制度の対象となる注文住宅等の場合は、建築士と建物供給事業者により、本制度と建築物環境報告書制度の双方の制度説明がなされることで、説明内容が建築物の環境性能に係る幅広いものとなり、建築主のより深い理解が期待できる。

※1 注文住宅の施主及び賃貸住宅のオーナー

※2 建売分譲住宅の購入者及び賃貸住宅の賃借人

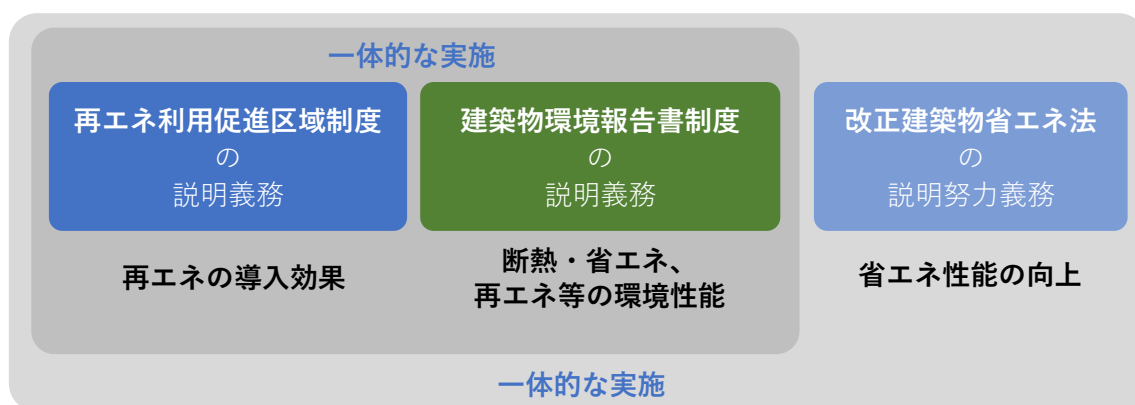


図9 建築物環境報告書制度の対象となる注文住宅等における説明

2-4 促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項

2-4-1 特例許可制度の概要

促進区域では、促進計画に定められた特例適用要件に適合する建築物に対して、建築基準法における容積率制限、建蔽率制限及び高さ制限に係る特定行政庁の特例許可を受けることが可能となる。

これにより、容積率や建蔽率の制限を超える場合や高さ制限を超える場合であっても、特例許可を受けることで、ソーラーカーポートや太陽光パネル等の再エネ利用設備の設置が可能となる。

なお、再エネ利用設備の設置に係る工事であることが条件である。

2-4-2 特例許可制度の基本的な考え方

ガイドラインによると、特例許可にあたっては、文京区内の建築物を網羅的に捉えた上で、下表のとおり、各制限の目的に応じた観点で、市街地環境への影響が軽減されていることが必要となり、そのための適用要件（特例適用要件）を、促進計画に定める必要があるとされている。この他、再エネ利用設備の設置に関する区市町村の方針を踏まえた要件を必要に応じて付加することができるとされている。

表5 各制限の目的に応じた許可の観点

容積率 (建築基準法第52条)	特定行政庁が <u>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたもの</u>
建蔽率 (建築基準法第53条)	特定行政庁が <u>安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたもの</u>
絶対高さ※ (建築基準法第55条)	特定行政庁が <u>低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めたもの</u>
高度地区 (建築基準法第58条)	特定行政庁が <u>市街地の環境を害するおそれがないと認めたもの</u>

※ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ

〔出典〕ガイドライン

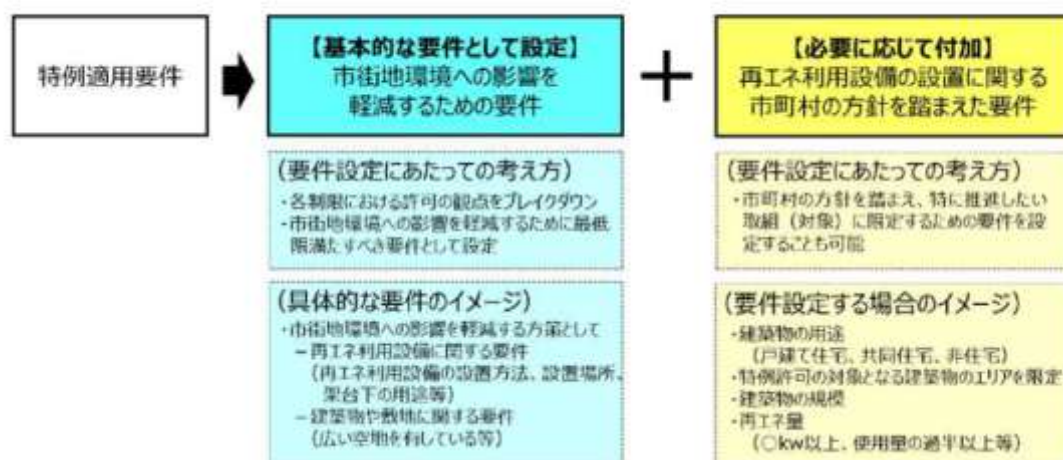


図 10 特例適用要件のイメージ

〔出典〕ガイドライン

2-4-3 文京区促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について特例許可の適用を受けるための要件

文京区では、市街地環境への影響を軽減するため、建築基準法の特例許可を受けるための特例適用要件を以下のとおり定める。許可の申請にあたっては、この要件に十分配慮して設計を行うとともに、具体的な考え方などについて、事前に特定行政庁へ相談するものとする。

(1) ソーラーカーポート等を設置する場合の共通の考え方

再エネ利用設備の設置にあたっては、カーポートなど、太陽光パネルや太陽熱利用設備を設置する架台の下を自動車車庫等に利用することが想定される。その場合、高い開放性を有しない構造の建築物が設置されると、衛生上（通風・採光・日照）、市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- ソーラーカーポート等を設置する場合、その架台下を「屋内的に利用しない」又は架台下の用途が「自動車車庫」若しくは「通常であれば屋外的な用途」であり、交通負荷が増大しないこと
- ソーラーカーポート等を設置する場合、国土交通大臣が認める高い開放性を有する構造であること

- ・ソーラーカーポート等

柱と屋根で構成された簡易な建築物若しくは架台（以下「架台等」という。）に再エネ利用設備を搭載するもの又は架台等を再エネ利用設備として使用するもの

- ・通常であれば屋外的な用途

人が立ち入る空間として床面積が発生する半屋外的な空間

（例：長い庇の下にベンチを設置した休憩所等）

（２）建築基準法第 52 条（容積率制限）に対する許可

ソーラーカーポート等を建築物の屋上若しくは陸屋根又は地上に設置する際は、基本的には建築物として床面積に算入されるため、その設置により建築基準法第 52 条に定める容積率制限を超えることが考えられる。

また、太陽熱利用設備においては、その規模により蓄熱槽など大型の設備を建築物内に設置する場合があります、その設置により同様に容積率制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、日影の増大、圧迫感の増大、安全上（通行・避難・消火・救助）必要な空地の喪失などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置するもの、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置するものであること
- 屋上、陸屋根又は地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと
- 屋上若しくは陸屋根にソーラーカーポート等を設置する場合、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置する場合、圧迫感が増大しないこと
- 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること
- 風致地区の場合は、その指定趣旨に配慮していること

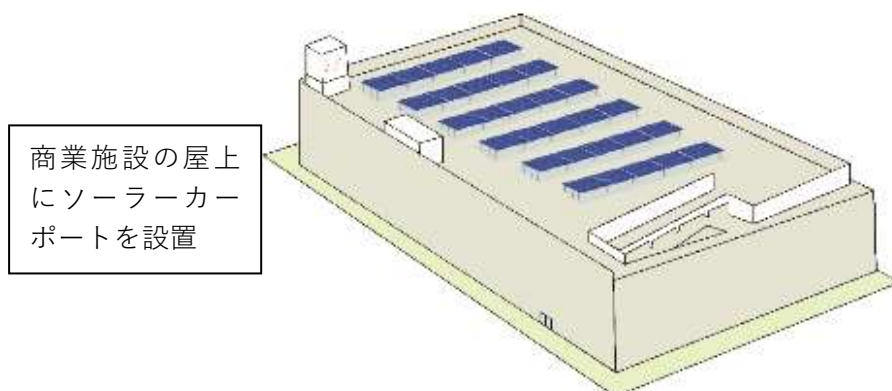


図 11 容積率制限に対する特例許可の活用イメージ

（３）建築基準法第 53 条（建蔽率制限）に対する許可

ソーラーカーポート等を地上に設置する際は、基本的には建築物として建築面積に算入されるため、その設置により建築基準法第 53 条に定める建蔽率制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、建て詰まりによる延焼のおそれ、安全上（通行・避難・消火・救助）に必要な空地の喪失などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 地上にソーラーカーポート等を設置するものであること
- 敷地内に空地を有すること
- ソーラーカーポート等と敷地境界線との間に距離を有すること
- 避難上支障がないこと

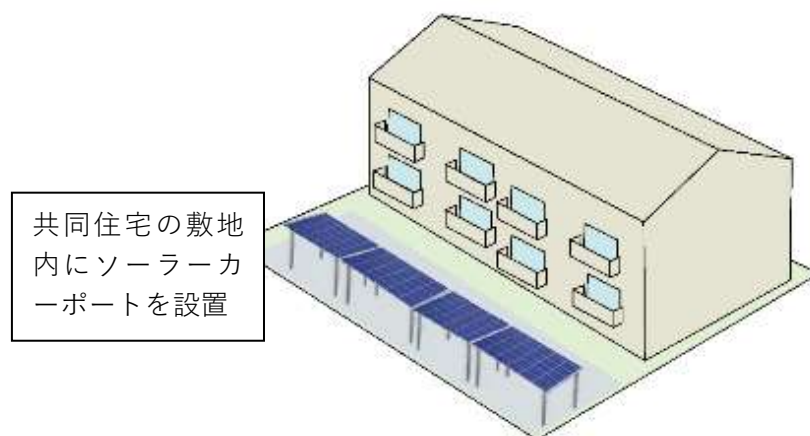


図 12 建蔽率制限に対する特例許可の活用イメージ

（４）建築基準法第 55 条（絶対高さ制限）に対する許可

ソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を、建築物の屋上又は陸屋根に設置する際は、基本的には建築設備として建築物の高さに算入されるため、その設置により、建築基準法第 55 条に定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域で定められる絶対高さ制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、低層住宅地として保護されるべき日照への支障などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 屋上又は陸屋根にソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を設置するものであること
- 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと
- 高さを緩和する際は、景観に配慮していること
- 風致地区の場合は、その指定趣旨に配慮していること

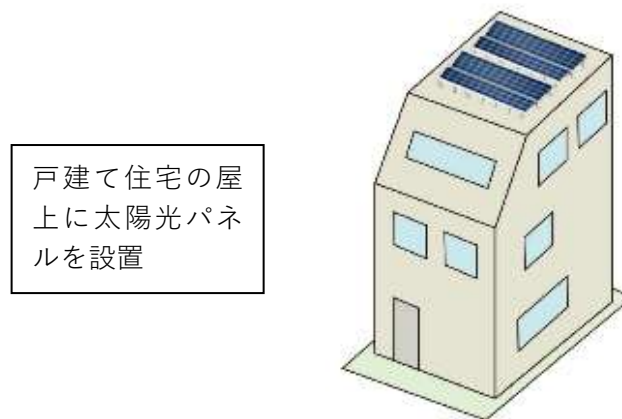


図 13 絶対高さ制限に対する特例許可の活用イメージ

(5) 建築基準法第 58 条（高度地区における高さ制限）に対する許可

ソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を、建築物の屋上又は陸屋根に設置する際は、基本的には建築設備として建築物の高さに算入されるため、その設置により、建築基準法第 58 条に定める高度地区における高さ制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、日照への支障などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減する必要がある。

また、高度地区は文京区が都市計画で定めており、これを指定した際の趣旨に配慮する必要がある。

ついては、以下の特例適用要件を定める。

- 屋上又は陸屋根にソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を設置するものであること
- 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと
- 高度地区の指定趣旨に配慮していること
- 高さを緩和する際には、景観に配慮していること

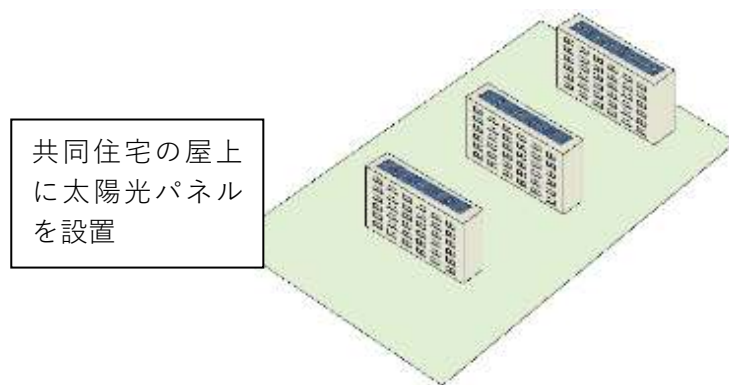


図 14 高度地区における高さ制限に対する特例許可の活用イメージ 1

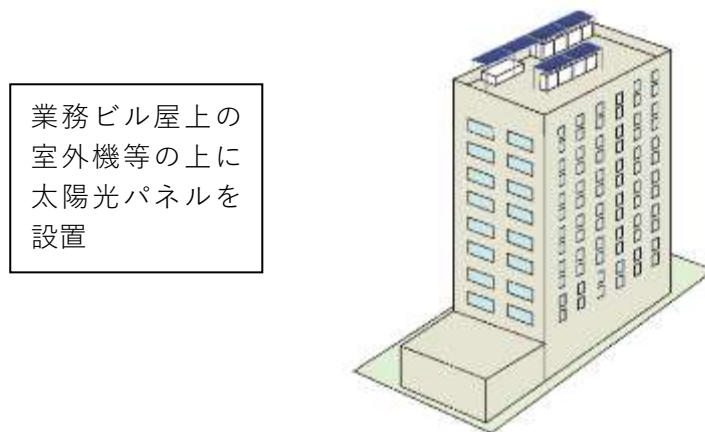


図 15 高度地区における高さ制限に対する特例許可の活用イメージ 2

2-5 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関する事項

2-5-1 再エネ利用設備の設置促進に関する基本的な考え方

再エネ利用設備の設置促進に向けて、文京区や東京都では再エネ利用設備の導入に係る設置促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。

2-5-2 文京区における設置促進策

文京区では、再エネ利用設備の設置促進に向けて、以下の設備設置経費の一部を助成している。

表 6-1 令和 7 年度文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業

種 類（耐用年数）	助成対象設備の要件	助成金額及び上限額
住 宅 用 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム (17 年)	1. 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの。 2. 発電された電力を当該設置住宅（共用部分を含む。）で使用するもの。	次の(1)と(2)のいずれか低い額。（上限 70 万円） (1) 10 万円／kW （5kW を超える場合、超える部分については 5 万円／kW） (2) 実質負担経費（助成対象経費の実支出額から、他機関より受給した補助金の額を差し引いた額）に 2 分の 1 を乗じた額
パワーコンディショナ （住宅用太陽光発電システム用） (10 年)	1. 助成対象要件を満たしている太陽光発電システムを構成するものであって、当該システムを継続して利用するために更新するものであること。 2. 住宅に既に設置されており、耐用年数を経過しているものの更新であること。	助成対象経費の実支出額に 4 分の 1 を乗じた額 （上限 10 万円）

表 6-2 令和 7 年度文京区持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）

種 類	助成対象設備の要件	助成金額及び上限額
(1)換気設備（高機能換気設備に限る）	(1)・(2)共通 補助対象施設が区内にあり、「省エネ診断」又は「省エネ最適化診断」に基づき実施される温室効果ガス排出削減又は光熱水費等の削減が図れる設備を設置する事業であること。	(1)設備設置費用の 5 分の 4 (上限 50 万円)
(2)空調設備、照明設備(LED 照明の設置のみの場合は、省エネ診断・省エネ最適化診断は不要。)、受変電設備、衛生設備、ボイラー設備、太陽光・風力その他の再生可能エネルギー設備		(2)設備設置費用の 3 分の 2 (上限 50 万円)

2－5－3 東京都と連携した設置促進策

東京都では再エネ利用設備導入に対する支援の実施を実施しており、各事業の要件等に適合する場合は、文京区の促進区域においても、積極的に活用する。

2－6 建築物への再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項

2－6－1 啓発及び知識の普及に関する基本的な考え方

再エネ利用設備の設置促進に向けて、文京区や東京都では、再エネ利用設備に係る啓発・普及促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。

2－6－2 再エネ利用設備の啓発・普及促進策

地球環境保全の取組の一つである「地球温暖化対策」の啓発を目的として、区では平成 22 年 7 月より、毎月 7 日を「文京版クールアース・デー」としている。

また、「文京版クールアース・デー」の啓発イベントとして、区内の大学、NPO、民間事業者等と協力して、毎年夏に「クールアースフェア」を開催している。「クールアースフェア」では、各ブースで、環境に関するゲーム、クイズ、工作、環境パネル展示等を行い、再エネ利用設備の啓発・普及促進等を行っている。

2－6－3 東京都と連携した啓発・普及促進策

東京都では再エネ利用設備導入のメリットや意義の周知等を実施しており、文京区の促進区域においても、積極的に活用する。

文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における
説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（案）

（趣旨）

第一条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第六十三条第一項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるものとする。

（建築士が説明を要する建築物の用途）

第二条 法第六十三条第一項に規定する条例で定める用途は、法第二十条第二号及び第三号に規定する建築物の用途以外のものとする。

（建築士が説明を要する建築の規模）

第三条 法第六十三条第一項に規定する条例で定める規模は、建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいう。）の合計が十平方メートルを超えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築士が委託を受けた建築物の設計について適用する。

文京区再生可能エネルギー利用設備設置に係る建築基準法の規定による 許可に関する取扱基準（案）

第1 総則

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第64条の規定により読み替える、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）法第52条第14項第3号、法第53条第5項第4号、法第55条第3項及び法第58条第2項に関する許可について、審査の簡略化を図るため、取扱基準を定め運用する。

建築物省エネ法第60条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第1項に規定する促進計画に定められた同条第2項第3号に掲げる特例適用要件に適合し、かつ、この取扱基準に適合するものは、文京区建築審査会に同意を求めるものとする。

1 緩和の対象となる設備の種類

緩和の対象となる再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）は、太陽光発電設備又は太陽熱利用設備とし、これらに附属する設備を含むものとする。

2 他の規定等による緩和の適用を受ける場合の取扱い

本特例許可以外の規定による許認可等により本特例許可制度の緩和の対象となる規定について緩和を受ける場合には、本制度による緩和は行わないものとする。

第2 取扱基準

1 ソーラーカーポート等を設置する場合における共通基準

柱と屋根で構成された簡易な建築物若しくは架台（以下「架台等」という。）に再エネ利用設備を搭載するもの又は架台等を再エネ利用設備として使用するもの（以下「ソーラーカーポート等」という。）を設置する場合において、特例対象規定の許可を受ける場合は、次の各項のいずれにも適合した構造とすること。

（1）次のいずれかに該当するものとする。

ア メンテナンス等を除いて人が立ち入らず、屋内的用途に供しないこと。

イ 自動車車庫若しくは自転車駐車場又は通常であれば屋外的な用途であること。

（2）ソーラーカーポート等を設置する場合は、次のいずれにも適合するものとし、高い開放性を有する構造であること

ア 外壁を有しない部分が連続して4 m以上であること

イ 柱の間隔が2 m以上であること

ウ 天井の高さが2.1 m以上であること

エ 地階を除く階数が1であること

2 法第 52 条第 14 項第 3 号における許可基準

[1]緩和の対象部分

- (1) 屋上、陸屋根又は地上にソーラーカーポート等を設置する場合、再エネ利用設備の水平投影面積で容積率が法第 52 条第 1 項から第 9 項までの規定（以下「基準容積率」という。）の限度を超える部分
- (2) 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナ等のほか、その稼働に必要な機器等又は太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等のほか、その稼働に必要な機器等を建築物内に設置する部分の床面積で基準容積率の限度を超える部分

[2]緩和の上限

- (1) 緩和の対象部分の上限は、基準容積率の 0.25 倍以下とする。
- (2) 地上にソーラーカーポート等を設置する場合の緩和の対象部分の上限は、敷地面積の 0.1 倍以下とする。

[3]条件

- (1) 屋上、陸屋根又は地上にソーラーカーポート等を設置する場合、法別表第 4（ろ）欄の制限を受ける建築物とみなし、建築物の日影が、法第 56 条の 2 第 1 項本文の規定に適合していること。
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区の区域内の場合、以下に掲げる基準に適合すること。
 - ア 敷地内の建蔽率が 10 分の 4 以下であること。
 - イ ソーラーカーポート等を含む敷地内全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離が 2 m 以上、隣地境界線までの距離が 1.5 m 以上であること。
 - ウ 再エネ利用設備又はソーラーカーポート等を含む敷地内の建築物の高さが 15 m 以下であること。
 - エ 建築物の位置、形態及び意匠が当該建築物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

3 法第 53 条第 5 項第 4 号における許可基準

[1]緩和の対象部分

地上にソーラーカーポート等を設置する場合、再エネ利用設備の水平投影面積で建蔽率が法第 53 条第 1 項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定による限度を超える部分

[2]緩和の上限

緩和の対象部分の上限は、敷地面積の 0.1 倍以下とする。

[3]条件

- (1) 風致地区の区域外であること。
- (2) ソーラーカーポート等は、建築物の敷地が存する用途地域及び敷地面積に応じて、次のいずれかに適合すること。

ア 小規模敷地においては、隣地境界線から 5 m 未満の位置にソーラーカーポート等を設置する場合には、ソーラーカーポート等を不燃材料（屋根については D R 認定以上）で造ること。

イ 大規模敷地においては、隣地境界線から 5 m 未満の位置にソーラーカーポート等を設置しないこと。

なお、小規模敷地、大規模敷地の区分は以下のとおり

区分	敷地の存する用途地域	敷地面積
小規模敷地	第一種低層住居専用地域	1,000 m ² 未満
	その他の用途地域	500 m ² 未満
大規模敷地	小規模敷地以外	

(3) 小規模敷地の場合、敷地内の建築物の出入口及びソーラーカーポート等から道路等に至る避難上有効に通じる幅 50cm 以上の通路が確保されていること

4 法第 55 条第 3 項における許可基準

[1] 緩和の対象部分

- (1) 屋上、陸屋根又は地上に再エネ利用設備又はソーラーカーポート等を設置する場合、その部分の高さにより、法第 55 条第 1 項の規定による建築物の高さの制限を超える部分
- (2) 前項に規定する緩和の対象とする部分には、再エネ利用設備を修景するためのルーバー等の施設を含むものとする。

[2] 緩和の上限

緩和の対象部分の上限は、[1] (1) の部分以下及び 3 m 以下とする。

[3] 条件

- (1) 屋上、陸屋根又は地上に再エネ利用設備又はソーラーカーポート等を設置する場合、法別表第 4 (ろ) 欄の制限を受ける建築物とみなし、建築物の日影が、法第 56 条の 2 第 1 項本文の規定に適合していること。
- (2) 風致地区の区域内の場合、以下に掲げる基準に適合すること。
 - ア 敷地内の建蔽率が 10 分の 4 以下であること
 - イ ソーラーカーポート等を含む敷地内全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離が 2 m 以上、隣地境界線までの距離が 1.5m 以上であること
 - ウ 建築物の位置、形態及び意匠が当該建築物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

5 法第 58 条第 2 項における許可基準

[1] 緩和の対象部分

- (1) 屋上、陸屋根又は地上に再エネ利用設備又はソーラーカーポート等を設置する場合、その部分の高さにより、法第 58 条第 1 項の規定による建築物の高さの最高限度を超える部分
- (2) 前項に規定する緩和の対象とする部分には、再エネ利用設備を修景するためのルーバー等の施設を含むものとする。

[2]緩和の上限

緩和の対象部分の上限は、1の部分以下、法第58条第1項の規定による建築物の高さの最高限度の0.1倍以下及び3m以下とする。

[3]条件

- (1) 風致地区の区域外であること。
- (2) 地域の特性を考慮した良好な住環境や街並み景観を形成に配慮するため、絶対高さ制限に係る内容のみ特例許可の対象とし、斜線型高さ制限については緩和を行わない。
- (3) 屋上、陸屋根又は地上に再エネ利用設備又はソーラーカーポート等を設置する場合、法別表第4(ろ)欄の制限を受ける建築物とみなし、建築物の日影が、法第56条の2第1項本文の規定に適合していること。